

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○知事の権限に属する事務の一部を警察本部長に委任する規則
(改革推進課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告
(南部振興)

○埼玉県民栄誉章規則に基づく表彰
(広聴広報課)

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定解除
(水環境課)

○平成十五年埼玉県告示第七百八十六号(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の診療及び検査の項及び体力測定その他の体力測定の内容に規定する知事が別に定める額について)の一部を改正する告示
(障害者社会参加推進室)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示
(商業支援課)

○大規模小売店舗の新設に関する公示
(商業支援課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示
(大里農林)

○長井土地改良区の役員就任届
(用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了
(河川砂防課)

○雨水流出抑制施設の告示
(河川砂防課)

○水防警報をしなければならない
(河川砂防課)

○利根川水系女堀川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○利根川水系大落古利根川及び新方川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○荒川水系市野川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○荒川水系入間川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○荒川水系入間川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○荒川水系鴨川及び鴻沼川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○荒川水系黒目川浸水想定区域の指定
(河川砂防課)

○草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(都市計画課)

○草加都市計画区域区分の変更
(都市計画課)

○草加都市計画用途地域の変更
(都市計画課)

○新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)

○新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)

○坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)

○桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)

○春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)

○春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧
(都市計画課)

○三郷インター南部土地画整理組合の設立認可
(市街地整備課)

○三郷インター南部土地画整理組合の設立認可
(市街地整備課)

○深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○戸田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○鳩ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○さいたま都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○開発行為に関する工事の完了公告
(建築指導課)

○埼玉県立上尾養護学校外二十四校で使用する電気に関する入札公告
(教委・財務課)

○埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの貸借に関する入札公告
(総合教育センター江南支所)

○県道鴻巣川島線の供用の開始
(北本県土)

○開発行為に関する工事の完了公告
(飯能県土)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定
(東松山県土)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定
(東松山県土)

○県道三沢坂本線の区域の変更
(東松山県土) 一六 〇 開発行為に関する工事の完了公

○県道西平小川線の区域の変更
() 一六 〇 〃 〃 (杉戸県土) 一九

○県道西平小川線の供用の開始
() 一七 〇 〃 〃 () 一九

○開発行為に関する工事の完了公
告 () 一七 〇 〃 〃 () 一九

○一般国道百四十号の供用の開始
(秩父県土) 一七 〇 〃 〃 () 一九

○県道行田東松山線の区域の変更
(行田県土) 一八 〇 〃 〃 () 一九

○県道行田東松山線の供用の開始
() 一八 〇 〃 〃 () 一九

〇埼玉県公安委員会規則第一号中
訂正 (警務課) 二〇

規則

知事の権限に属する事務の一部を警察本部長に委任する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十五号

知事の権限に属する事務の一部を警察本部長に委任する規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、警察職員が管理する県の公有財産又は物品に係る刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百六十一条に規定する罪の告訴に関する事務は、警察本部長に委任する。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年三月十七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際医療人材育成英会

- 三 代表者の氏名
中村毅

- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市本町一丁目二十二番三

号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外を問わず日本での医療に携わること志し、看護師をはじめ医師等の国家資格の取得を目指す人々に対して、奨学金を支給し、資格を取得するまでの日常生活の支援及び資格取得後の就業を支援する事業を行うことにより、医療従事者の人数の確保と質の向上を図り、医療従事者の不足している地域への橋渡しを通じて、医療供給体制の充実を目指すとともに、諸外国の看護師及び医師養成機関との交流により、国際的な医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.satamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年三月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアセンター安行

行

三 代表者の氏名
神庭 精治

四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市両新田西町百三十五番地八

地八

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対し、介護保険法における居宅サービス事業、障害者自立支援法における障害福祉サービス事業等、総合的な福祉サービスを行い、もって地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百十七号

埼玉県民栄誉章規則(昭和五十九年埼玉県規則第五十六号)第五条第一項の規定により行った平成二十一年三月二十日の表彰において表彰を受けた者の氏名及び業績は、次のとおりである。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 氏名
本木 雅弘

二 業績
第八十一回アカデミー賞外国語映画賞を受賞した「おくりびと」で主演し、国際的に高い評価を受けたことにより、社会に明るい希望を与えて県の名を高めた。

埼玉県告示第四百十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成二十年埼玉県告示第千三百八十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

解除する区域

八潮市大字二丁目字上四三四番一の一部及び四三四番四の一部

埼玉県告示第四百十九号

平成十五年埼玉県告示第七百八十六号(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の診療及び検査の項及び体力測定その他の体力測定の項に規定する知事が別に定める額について)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

表診療及び検査の項中	の特別使用病室	特別病室A	一日につき	一〇〇〇円
		特別病室B	一日につき	一〇〇〇円
		特別病室C	一日につき	四、二五〇円

を の特別使用病室	特別病室A	一日につき	一〇〇〇円
	特別病室B	一日につき	一〇〇〇円
	特別病室C	一日につき	四、二五〇円
	特別病室D	一日につき	四、二五〇円

に改める。

埼玉県告示第四百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
蓮田椿山ショッピングセンター

蓮田市椿山二丁目百二十四の三十六、二百十六の五百五十五、五百六十三、六百三十九

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 通学路につき、特に通学時間帯の通行時に注意を促す看板の設置等を講ずること。

二 防災対策への協力。災害発生時、避難場所としての駐車場敷地の一部が利用でき、また、店舗で扱っている範囲の物資の受給要請があった場合、提供に協力すること。

二 縦覧期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十一年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第四百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)マルエツ朝霞溝沼店

朝霞市溝沼四丁目九百九十一の二 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

合同会社関ノ上 代表社員 関口 博信

朝霞市溝沼四丁目二番十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルエツ 代表取締役 高橋 惠三

株式会社マルエツ 代表取締役 高橋 惠三
東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十一月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六八・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二二・一五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十一年三月十二日

二 縦覧期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十一年七月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十一年七月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一

ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿部信行

東京都千代田区神田錦町一の一

株式会社明文堂 代表取締役社長 清水 満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九の二 外 未定

(変更後)

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一の五の一

ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿部信行

東京都千代田区神田錦町一の一

株式会社明文堂 代表取締役社長 清水 満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九の二 外 三百五十八者

ハ 変更年月日

平成二十年九月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十一年三月十二日

二 縦覧期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十一年七月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十一年七月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 大鷲英夫 熊谷市善ヶ島五四一番地

埼玉県告示第四百二十四号

平成二十一年埼玉県告示第七十一号で公示した公共測量(都市計画基本図作成のための航空写真撮影)は、平成二十一年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である越谷市長板川文夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月二十四日 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百二十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年三月二十四日 埼玉県知事 上田清司

許可番号 第二〇〇八一—一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

所沢市大字下富字月見原七〇五—一 外一—筆

三 雨水流出抑制施設の容量 容量 九六三・四立方メートル

浸透効果量 〇・二三一立方メートル毎秒

埼玉県告示第四百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年三月二十四日 埼玉県知事 上田清司

許可番号 第二〇〇七—四五—二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田一五四 一—の全部外九—筆(二二街区一、二画地)

三 雨水流出抑制施設の容量 容量 六〇六一・四立方メートル

埼玉県告示第四百二十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

許可番号 第二〇〇七—四四—二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田八四—一他一九筆(七街区二画地)

三 雨水流出抑制施設の容量 容量 三二二四・六立方メートル

埼玉県告示第四百二十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年三月二十四日 埼玉県知事 上田清司

許可番号 第二〇〇七—七〇—一—号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

加須市大字北小浜字深沼一〇三九 他四八筆

三 雨水流出抑制施設の容量 容量 六四四一・一〇立方メートル

埼玉県告示第四百二十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定に基づき、知事が水防警報をしなければならぬ河川を次のように指定した。

平成二十一年三月二十四日 埼玉県知事 上田清司

水系	河川名	区間
利根川	女壠川	左岸 本庄市今井二〇五番の一九地先から深谷市西田地先小山川合流点まで 右岸 深谷市四方田一四三番の二地先から深谷市西田地先小山川合流点まで
大落古利根川		左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野二二三番地先から北葛飾郡松伏町下赤岩地先中川合流点まで 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目一四地先から越谷市増森地先中川合流点まで
新方川		左岸 春日部市大字増田新田字南三二三番地先から吉川市川野地先中川合流点まで 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五一五番地先から越谷市中

荒川	鴻沼川	島地先中川合流点まで
	左岸 さいたま市大宮区大成町三丁目六八九番地先からさいたま市桜区田島地先鴨川合流点まで	
	右岸 さいたま市北区櫛引町二丁目二五三番の一地先からさいたま市桜区田島地先鴨川合流点まで	
黒目川	左岸 朝霞市膝折町三丁目一九五九番の三地先から朝霞市根岸地先新河岸川合流点まで	
	右岸 朝霞市膝折町四丁目一七三三番の一地先から朝霞市根岸地先新河岸川合流点まで	

埼玉県告示第四百三十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、利根川水系女堀川の浸水想定区域を指定したので、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、北本県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所及び杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、利根川水系大落古利根川及び新方川の浸水想定区域を指定したので、当該指定の区域

及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所及び総合治水事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、荒川水系市野川の浸水想定区域を指定したので、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供す

る。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、荒川水系入間川の浸水想定区域を指定したので、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、荒川水系鴨川及び鴻沼川の浸水想定区域を指定したので、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所及び北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十五号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、荒川水系黒目川の浸水想定区域を指定したので、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

なお、当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、朝霞県土整備事務所及び川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十九号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十一号

坂戸市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十二号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十三号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十四号

春日部市から春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

三郷インター南部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

三郷市番匠免二丁目、彦沢一丁目、彦沢二丁目、彦沢三丁目、彦江一丁目、彦江三丁目、花和田字関内、同字助野、同字木ノ下、同字上井堀外の各一部及び彦江二丁目の全部

四 事務所の所在地

三郷市彦江一丁目二二一―一 番地

五 設立認可の年月日

二十一年三月二十四日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び三郷市役所の掲示場に掲示して行う。

埼玉県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計

画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

深谷市(旧川本町)

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から平成二十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ハ 分流式汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ニ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号で

告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ハ 分流式汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第百四十八号で告示した戸田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり

告示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

戸田市

二 都市計画事業の種類及び名称

戸田都市計画下水道事業戸田公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 分流式汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ハ 分流式雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ニ 使用の部分
変更なし

ニ 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第四百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和

和四十六年埼玉県告示第千五百四十四号で告示した鳩ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

鳩ヶ谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳩ヶ谷都市計画下水道事業鳩ヶ谷公共下水道

共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月三十日から平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十四号、昭和五十年埼玉県告示第百六十六号、昭和五十五年埼玉県告示第百八十四号、昭和五十七年埼玉県告示第百九十九号、昭和五十九年埼玉県告示第百八十六号、昭和六十一年埼玉県告示第百四十二号、昭和六十三年埼玉県告示第百八十七号、平成二年埼玉県告示第百七十三号、平成五年埼玉県告示第百三十四号、平成七年埼玉県告示第百七十三号、平成十年埼玉県告示第百七十六

号、平成十一年埼玉県告示第十
五号、平成十五年埼玉県告示第八
百三十六号及び平成十八年埼玉県
告示第五百三十二号の事業地に、
大字辻字稲荷及び字畑田を加え、
大字辻字沼田、字宮地、字永堀及
び字堤外並びに大字里字堤外地内
において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第六十三条第一項の規定により、昭
和四十九年埼玉県告示第十七号で告示
した深谷都市計画下水道事業の事業計画
の変更を認可したので、次のとおり告示
する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下

水道

三 事業施行期間

昭和四十九年三月八日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十

七号、昭和五十三年埼玉県告示第

千七百九十九号、昭和五十五年埼

玉県告示第千五百四十二号、昭和

六十年埼玉県告示第四百八十号、

昭和六十二年埼玉県告示第四百九

十三号、平成四年埼玉県告示第四

百五十一号、平成六年埼玉県告示

第千六百七十号、平成八年埼玉県

告示第五百九十三号及び平成十四

年埼玉県告示第千八百八十五号の

事業地に、深谷市東方字円行、字

円行裏、字籠原及び字鬼林を加え

る。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第六十三条第一項の規定により、平
成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示
した東松山都市計画下水道事業の事業計
画の変更を認可したので、次のとおり告

示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

滑川町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共

下水道

三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第二百二十

三号、平成六年埼玉県告示第九百

六十五号、平成九年埼玉県告示第

六百六十四号、平成十四年埼玉県

告示第百一号及び平成二十年埼玉

県告示第五百号の事業地に、滑川

町大字月輪字林、字築地、字溝半

田及び字大堀前並びに大字羽尾字

新宿を加え、滑川町大字月輪字中

道北、字中道南、字宮前、字築地

前、字橋戸上、字大堀、字百間山

及び字大久保、大字羽尾字川向、

字新道上、字上ノ山、字新道及び

字西ノ谷並びに都地内において事

業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第六十三条第一項の規定により、昭
和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号
で告示した大宮都市計画下水道事業の事
業計画の変更を認可したので、次のとお
り告示する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいた

ま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流水汚水

(1) 収用の部分

変更なし

向大谷東及び字向原、大和田町一

丁目、大字上山口新田字大野、大

字小深作字半繩、大字新堤字西、

大字蓮沼字五反田及び字中田、大

字東新井字天神越、字新田及び字

本村、大字東宮下字相ノ谷、字梅

ノ木、字新西、字諏訪、字西及び

字原口、大字東門前字原、大字御

蔵字木野下、字小松台、字陣屋及

び字高見、大字南中野字海老沼下

及び字猿花並びに大字南中丸字高

井並びに大宮区寿能町二丁目、堀

の内二丁目、三橋一丁目、三橋二

丁目及び三橋四丁目地内において

事業地を変更する。

ハ 分流式雨水

(1) 取用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年三月二十四日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾養護学校外24校で使用する電気 予定使用電力量4,638,300キ

ロワット時

(2) 調達案件の仕様等

埼玉県告示第四百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 許可番号

平成二十年十一月七日

指令東整第二〇〇〇八九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十九日第九十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字中山字中廓一一八

八一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字中山一一〇四

小高 正純

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成21年8月1日(土)から平成22年7月31日(土)まで

(4) 需要場所

埼玉県立上尾養護学校外24校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

(6) 調達案件について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教

育総務部財務課学校予算経理担当 案浦、里山 電話048-830-6642 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成21年3月25日(水) 以後上記(1)の場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉診療所 審査会議室 平成21年5月15日(金) 午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 平成21年5月14日(木) 午後5時必着(書留郵便によること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年5月1日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of Services Required :

Electricity for use at the Saitama Prefectural Ageo Special Needs

School including 24 other schools (estimated kw/h : 4,638,300 kw/h)

- (2) Deadline for Submissions :

By registered mail : 5 : 00 pm, May 14, 2009

In person : 10 : 00 am, May 15, 2009

- (3) Contact Information :

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education, Saitama Prefectural

Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel.048-830-6642



埼玉県教育委員会事務局

次のホームページに掲載されています。

平成二十一年三月二十四日

野田 豊 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育センター江南支所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロの事業について、同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けていること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒360-0113 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育セ

ンター江南支所総務担当 電話048-536-1586

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成21年3月30日(月)まで上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター江南支所第一会議室 平成21年3月30日(月)午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター江南支所第一会議室 平成21年4月7日(火)午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

入札者は、入札書を入札日に直接提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (6) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理したその日から30日以内に代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項
 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
 (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十四日
 埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
鴻巣川島線	鴻巣市箕田字平右エ門三六八七番一地先から同市箕田字平右エ門三六九四番六地先まで	平成二十一年三月二十六日	延長二二九・〇〇メートル 平成十七年五月二十四日付け北本県土整備事務所長告示第一八号の一部供用開始。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日
 埼玉県飯能県土整備事務所長
 根岸 功
 一 許可番号
 平成二十一年二月十七日
 指令飯整第二〇〇〇二五二一

二 検査済証番号
 平成二十一年三月十八日
 飯整第二〇〇〇四三三
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 入間郡毛呂山町大字市場字宮脇三〇
 三番一、三〇四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 入間郡毛呂山町大字岩井一八二四番
 地二
 小鷹 孝

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井 清司

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成二十一年三月十六日	比企郡川島町大字下伊草字本村一〇九番の 一一二	六・〇〇	六・〇九	埼玉県比企郡川島町大字下伊草一〇九番の一 横田 悟

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 三沢坂本線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田ア三〇四五番九地先から同 郡同村大字坂本字栗和田二六九五番六地先まで		六・二〇 四〇・八〇 六・二〇 四四・六〇	三四六・五〇	地方特定道路(改築)整備工事

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 西平小川線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡小川町大字下古寺字長竹六番一地先から同郡同町大字 青山字堀北一二二七番三地先まで		六・三〇 一三・〇〇 一〇・〇〇 一七・〇〇	七九七・五〇	地方特定道路(交通安全)整備工事

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
西平小川線	比企郡小川町大字青山字木ノ下一五二四番一地从先から同郡同町大字青山字堀北二二四一番一地从先まで	平成二十一年三月二十四日	地方特定道路(交通安全)整備工事

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

一 許可番号
平成二十一年二月二十一日
第二〇〇一一一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十八日
第二〇〇一三二二号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字鎌形字馬場二〇九八―四
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡嵐山町大字鎌形二〇九七
杉田 勝美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

一 許可番号
平成二十一年二月二十六日
第二〇〇一三二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十八日

第二〇〇一四一号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字志賀字向イ七九二―一、七九三―一の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡嵐山町大字志賀一八四―一
ビエナA棟一〇一号
米田 崇

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年二月二十日

二 検査済証番号

平成二十一年三月十六日

三 杉整第一八〇八一—号

四 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字西三一

一一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市花崎北四丁目五一 日新フ

ラワーマンションA—三〇二

中村 顕司

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

二 検査済証番号

平成二十一年三月十六日

三 杉整第一八〇九一—号

四 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上内字権名一七

九一一一、一七九二一一、一七九三一一

六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町葛梅三丁目四番地四

相澤 朝美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十二月二十二日

二 検査済証番号

平成二十一年三月十七日

三 杉整第一八一七—号

四 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字柴山枝郷字丸谷

一六二六一—

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字柴山枝郷一六〇

四一二

豊田 忠雄

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十一月二十七日

二 検査済証番号

平成二十一年三月十八日

三 杉整第一八二一—号

四 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中島二三九—一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字中島九五

島村 新一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年三月十三日

二 検査済証番号

平成二十一年三月十八日

三 杉整第一八二五—号

四 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字川端六一七—一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市西親野井一三八—九

名倉 光郎

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年三月十三日

指令杉整第二〇〇一三〇—号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十八日

杉整第一八二六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字川端六一七―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市西親野井一三八―五

泰楽 勉

で、公告する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年三月十三日

指令杉整第二〇〇―一二九一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十八日

杉整第一八二七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字川端六一七―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市西親野井一三八―四

曾根田 征行

埼玉県選管告示第四十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年三月二十七日 午前十時

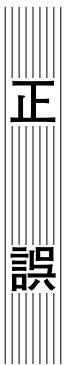
二 場所 庁議室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

ロ その他

ついて



埼玉県選管告示第四十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十一年三月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名	所在地	管理者	収容人員
川口市立川口駅前市民ホール	川口市川口二丁目一番一号	株式会社ホテルオークラエントナーズ	五七六

誤

「生活環境第一課

子ども女性安全対策隊」

正

「生活環境第二課

子ども女性安全対策隊」

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)
埼玉県選挙管理委員会	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01	埼玉県選挙管理委員会	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01